

平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-1-3)

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 地域の教育力の向上 |
| 施策の概要 | 多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図る。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 達成目標 1 | 地域社会の様々な現代的課題に対し、公民館等の社会教育施設が行政の関係部局や関係諸機関等と連携・協働して実施した学びを通じた地域課題解決の取組を支援するとともに、その成果を、全国に普及・啓発を図ることにより、地域の教育力の向上を図る。 | | | | | | |
| 達成目標 1 の設定根拠 | 地域の教育資源を結びつけ、公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要があるために、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において示された「絆（きづな）づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、その主な取組として、「公民館等の学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成を推進する」こととしているため。 | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | — | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 調査年度 |
| ①身に付けた知識・技能や経験を、地域や社会での活動に生かしている人の割合の増加 | — | 21.8% | — | — | 24.1% | — | 前年度比増 |
| | 年度ごとの目標値 | 17.2% | — | — | 21.8% | — | — |
| | 目標値の設定根拠 | 第 2 期教育振興基本計画の記載を踏まえ、達成手段として事業を実施した結果、身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている人の割合が増加すれば、達成目標である地域の教育力の向上につながっていると考える。よってこれを測定指標とする。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | 分母：生涯学習に関する世論調査における分母（例：平成 24 年調査においては標本数 3,000 人（全国 20 歳以上の者）、有効回収数 1,956 人） 分子：世論調査にて、「生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしていますか」の質問に対し、「地域や社会での活動に生かしている」と回答した人数 | | | | | |

施策・指標に関するグラフ・図等

①の出典：「生涯学習に関する世論調査（平成 24 年度、27 年度）」（内閣府）

| 達成手段 (事業) | | | |
|---------------------------------------|---|---------|--------------------------|
| 名 称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | AP との関係 | 平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号 |
| 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業 (平成 27 年度) | 22.5 (32.5) | — | 0031 |
| 公立社会教育施設災害復旧事業 (平成 25 年度) | 0 (442.1) | — | 0029 |
| 地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン (平成 29 年度) | 88.4 | — | 新 29-0005 |

平成 28 年度評価からの変更点

・指標が「測定指標」に変更されたことを受け、指標を精選。

| | |
|----------------|---|
| 行政事業レビューとの連携状況 | — |
|----------------|---|

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|-------|----------------------|----------------|
| 達成目標 2 | 都道府県・政令市等において社会教育に係る活動の中核的なリーダーとなり得る専門的職員の質の向上を図る。 | | | | | | |
| 達成目標 2 の設定根拠 | 地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするために、教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において示された「社会教育推進体制の強化」の中で、専門的職員の資質・能力の向上を図るとされているため。 | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | — | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度 |
| ①参加した職員の所属する職場が「研修の結果、期待した効果を得ることができた」と回答した割合 | — | — | 70.8% | 83.3% | 88.2% | 89.7% | 過去3か年における平均値以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | 80.8% | |
| | 目標値の設定根拠 | 現在、国では、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催で実施する講座、講習等により、社会教育主事、公民館主事、図書館司書、学芸員等の社会教育専門職員の資格付与の講習、スキルアップのための講座等を実施している。これらの取組においては、講座等の参加者が得た内容を実際にその後の業務に生かすことができたかが最も重要な成果であり、所属する職場へのアンケートによる事後追跡調査（調査時期については、研修後半年～1年をめどに設定）によって、その有用度を計り、測定指標とする。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | 分母：社会教育主事専門講座フォローアップアンケート回答者数 分子：参加した職員の所属する職場の上司が「研修の結果、期待した効果を得ることができた」と回答した数 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | — | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度 |
| ②事業に参加した博物館職員が「自らの職務に活かせる」と回答した数 | — | — | — | — | — | — | 100% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 地域の学びの質の向上のためには、事業に参加した博物館、学芸員等職員が自館において、ネットワークを含む成果を積極的に活用することが重要であることから、活用資すると判断した博物館職員の数を測定指標として設定する。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | 分母：参加学芸員の回答数 分子：事業成果について、自らの職務に「活かすことが出来る」と回答した数 | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |
| ①、②の出典：文部科学省調べ | | | | | | | |
| 達成手段 (事業) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | AP との関係 | | | | 平成 29 年度行政事業レビュー事業番号 | |
| 社会教育を推進するための指導者の資質向上 (平成 15 年度) | 63.5 (70.6) | — | | | | 0028 | |
| 社会教育実践研究センター (平成 13 年度) | 39.1 (43.4) | — | | | | 0033 | |

| | | | |
|---|--|--|------|
| 博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業 (平成 28 年度) | 23 (25.6) | — | 0032 |
| 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 2,796.9 の内数 (2,767.9 の内数) | — | 0025 |
| 達成手段 (独立行政法人の事業) | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | 事業の概要 | |
| 独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 2,796.9 の内数 (2,767.9 の内数) | 調査研究の成果と標本資料を活用し、児童生徒から一般成人、教員等を対象に、講義や体験教室等多様な事業を、学会や企業と連携しつつ実施するとともに、学校との連携を図る事業や学習プログラムの開発・普及を推進する。 | |
| 平成 28 年度評価からの変更点 | <ul style="list-style-type: none"> 指標が「測定指標」に変更されたことを受け、指標を精選。 新規事業に係る指標を追記。 | | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | | |

| | | | | | | | |
|---|--|---|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 達成目標 3 | 幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える活動（地域学校協働活動）を推進する。 | | | | | | |
| 達成目標 3 の設定根拠 | 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（中教審 186 号）や、「次世代の学校・地域」創生プランを踏まえ、平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を全国的に推進することが必要とされているため。 | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 19 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度 |
| ①地域学校協働活動に参画した地域住民の数（延べ人数） | 236 万人 | 644 万人 | 673 万人 | 715 万人 | 809 万人 | 993 万人 | 前年度以上 |
| | 年度ごとの目標値 | 647 万人 | 647 万人 | 673 万人 | 715 万人 | 809 万人 | |
| | 目標値の設定根拠 | 中教審答申（中教審 186 号）における、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。」との提言を踏まえ、「地域学校協働活動」に参画した地域住民の数を測定指標として設定し、目標値は「前年度以上」と設定。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | — | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 25 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 毎年度 |
| ②地域学校協働本部などの仕組みにより、保護者や地域住民の学校における教育活動等への参画の意識の向上 | 72.6% | 70.2% | 72.6% | 74.3% | 76.2% | 79.7% | 過去 3 カ年における平均値以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | 74.37% | |
| | 目標値の設定根拠 | 中教審答申（中教審 186 号）における、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。」との記載を基に、全国学力学習状況調査における学校質問紙に記載のある質問「学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか。」において、「よく参加してくれる」及び「参加してくれる」と回答した割合を用いて指標を設定。目標値は、過去の傾向を踏まえたものとすべく、過去 3 カ年における平均値以上とする。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | 分母：全国の小中学校数 分子：該当の小中学校数 | | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
|--|---|--|-------|--------|------------------------|--------------|----------------|
| | 25年度 | — | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 毎年度 |
| ③地域学校協働本部などにおける活動が、学校の教育水準の向上に効果があると考えられる学校の割合 | 39.1% | — | 39.1% | 39.45% | 42.3% | 46.05% | 過去3カ年における平均値以上 |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | 40.28% | |
| | 目標値の設定根拠 | 中教審答申（中教審186号）における、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。」との記載を基に、全国学力学習状況調査における学校質問紙に記載のある質問「保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は学校の教育水準の向上に効果がありましたか。」において、「そう思う」と回答した割合を用いて指標を設定。目標値は、過去の傾向を踏まえたものとすべく、過去3カ年における平均値以上とする。 ※ 平成28年度における上記の質問項目に「どちらかと言えば、そう思う」と回答した割合は47.4%。 | | | | | |
| | 指標の根拠 | 分母：全国の小中学校数 分子：該当の小中学校数 | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |
| ①の出典：文部科学省調べ（補助金申請自治体からのヒアリング） ②③の出典：平成28年度全国学力・学習状況調査 | | | | | | | |
| 達成手段 (事業) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成29年度予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | | | 平成29年度行政事業 レビュー事業番号 | | |
| 学校を核とした地域力強化プラン（平成27年度） うち地域学校協働活動推進事業 | 6,932の内数 (7,477の内数) | — | | | 0030 | | |
| 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業（H23～27は学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業） (復興関連事業) (平成23年度) | 0 (795) | — | | | 復 0034 | | |
| 達成手段 (法令改正・税制措置) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 概要 | | | | | 担当課 (関係課) | |
| 社会教育法の一部改正 (平成29年度) | 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える「地域学校協働活動」の機会を提供する事業を実施する教育委員会が、地域住民と学校との連携・協働体制の整備等の措置を講ずること等を規定する「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」が平成29年3月に成立し、同年4月に施行された。 | | | | | 社会教育課 | |
| 達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 概要 | | | | | 担当課 (関係課) | |

| | | |
|---------------------------------------|--|-------|
| 「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」 (平成 29 年度) | 中教審答申(中教審 186 号)、「次世代の学校・地域」創生プラン及び平成 29 年 3 月の社会教育法の改正を踏まえ、教育委員会において、地域学校協働活動を推進していくための参考手引きとして、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」を作成し、平成 29 年 4 月に公表した。 | 社会教育課 |
| 平成 28 年度評価からの変更点 | 指標が「測定指標」に変更されたことを受け、指標を精選。 | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | |

| 施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額) | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|---|
| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度要求額 |
| 予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 | 6,790,891 ほか復興庁一括 計上分 1,123,812 | 6,961,024 ほか復興庁一括 計上分 789,610 | 7,129,374 ほか復興庁一括 計上分 285 | 8,401,486 ほか復興庁一括 計上分 565 |
| | | <1,552,121> ほか復興庁一括 計上分 <15,039,235> | <1,552,121> ほか復興庁一括 計上分 16,517,663 | <1,583,754> ほか復興庁一括 計上分 <10,690,735> | <1,678,030> ほか復興庁一括 計上分 <11,524,246> |
| | 補正予算 | 350,784 ほか復興庁一括 計上分 0 | 974,035 ほか復興庁一括 計上分 0 | 0 ほか復興庁一括 計上分 0 | |
| | | <40,673,797> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | |
| | 繰越し等 | △338,901 ほか復興庁一括 計上分 0 | △328,572 ほか復興庁一括 計上分 0 | | |
| | | <3,494,679> ほか復興庁一括 計上分 <1,928,072> | <0> ほか復興庁一括 計上分 <△7,655,200> | | |
| | 合計 | 6,802,774 ほか復興庁一括 計上分 1,123,812 | 7,606,487 ほか復興庁一括 計上分 789,610 | | |
| | | <110,757,594> ほか復興庁一括 計上分 <16,967,307> | <1,552,121> ほか復興庁一括 計上分 <8,862,463> | | |
| | 執行額 【千円】 | 6,427,455 ほか復興庁一括 計上分 1,108,003 | 7,326,985 ほか復興庁一括 計上分 782,999 | | |
| | | <104,870,841> ほか復興庁一括 計上分 <16,650,013> | <1,270,017> ほか復興庁一括 計上分 <21,888,786> | | |

| 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | |
|-----------------------------------|-------------|--|
| 名称 | 年月日 | 関係部分 |
| 第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 | 平成 25 年 1 月 | 第 1 章 3. 今後の社会教育行政の取組の方向性～「社会教育行政の再構築」 ・社会教育行政は、今こそ従来の「自前主義」から脱却し～ネットワーク型行政の推進を通じて社会教育行政の再構築を行っていくことが強く求められる。 第 2 章 1 (2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進 ・公民館等の社会教育施設が中心となり、学習活動を地域の課題解決につなげていくような取組を支援し、普及していくなど、「学びの場」を核とした地域コミュニティの形成を進めることが期待される。 2 (1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進 |

| | | |
|---|----------|---|
| | | <p>・個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成に資する学習が求められている。</p> <p>・社会教育施設においては、～現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実やその学習成果を生かした地域課題の解決等に先進的に取り組む公民館等に対して、支援を行っていくことも有効である。</p> |
| 第2期教育振興基本計画 | 平成25年6月 | <p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>4. 絆（きづな）づくりと活力あるコミュニティの形成</p> <p>基本施策20 絆（きづな）づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進</p> <p>【主な取組】</p> <p>基本施策20-1 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進</p> <p>「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの取組を充実させ、保護者のもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。</p> <p>基本施策20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進</p> <p>公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。</p> <p>II 四つの基本的方向性を支える環境整備</p> <p>基本施策30 社会教育推進体制の強化</p> <p>【主な取組】</p> <p>基本施策30-1 社会教育推進体制の強化</p> <p>社会教育行政が関係部局、大学等、民間団体、企業等の様々な主体と自ら積極的に連携・協働しつつ、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体を支援し、その優れた成果を全国へ普及することなどにより、「社会教育行政の再構築」を推進する。</p> |
| 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申） | 平成27年12月 | <p>第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性</p> <p>1. 地域における学校との協働体制の目指す姿</p> <p>（1）今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—</p> <p>「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言する。</p> |
| 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ（第九次提言） | 平成28年5月 | <p>1. 多様な個性が活かされる教育の実現</p> <p>（2）不登校等の子供たちへの教育</p> <p>〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕</p> <p>○ 国は、不登校等の子供に対し学校卒業後も継続的に相談・支援が行われるよう、地方公共団体において教育・福祉・労働などの関係機関が連携した体制の構築を促進するため、先進的な取組事例の周知やガイドラインの作成等を行う。高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につながる支援を行う体制の構築を促進、支援する。</p> <p>（6）家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障</p> <p>〔家庭に寄り添う支援の強化〕</p> <p>○ 幼少期からの家庭環境は、子供の人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体は、経済状況など様々な家庭の問題を抱えながらも行政窓口相談にきていない家庭に対し、教育・保健・福祉・労働部局等が連携して、地域の子育て経験者などの人材を活用した家庭教育支援チーム等による訪問型支援、相談対応等の家庭に寄り添う支援を強化し、全国に普及する。</p> <p>〔家庭を取り巻く地域の教育環境の整備〕</p> <p>○ 子供が置かれた家庭の状況にかかわらず、地域で学習や体験活動の機会が適切に提供されるよう、図書館等の機能を活用した学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭など困難な状況にある親や子供を対象とした自然体験活動等を全国的に展開する。</p> |
| 経済財政運営と改革の基本方針2016 | 平成28年6月 | <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現</p> <p>（2）子ども・子育て支援、子供の貧困対策等</p> <p>出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、保育所、企業主導型保育、病児保育等多様な保育の受け皿や放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を空き教室などの地域インフラを活用しながら推進するとともに、放課後等における学習・体験活動の充実を図る。</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> |

| | | |
|--------------------------|--------------|--|
| | | <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>②教育の再生</p> <p>世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、アクティブラーニングの視点による学習を促進しつつ、家庭の経済事情、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。このため、学校の指導體制等の充実・確保や教員の資質能力の向上、専門スタッフ等の参画も得たチーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働を一体的に促進する。</p> |
| 日本再興戦略改訂 2016 | 平成 28 年 6 月 | <p>2-1. 人材力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革</p> <p>初等中等教育において、社会や世界の変化に対応した「社会に開かれた教育課程」を地域・社会と連携しながら実現し、学校現場に民間等の外部人材の活用を図ることが重要であるため、地域・社会との連携・協働を推進する</p> |
| ニッポン一億総活躍プラン | 平成 28 年 6 月 | <p>3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向</p> <p>(1) 子育て・介護の環境整備</p> <p>(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)</p> <p>共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成 31 年度末 (2019 年度末) までに放課後児童クラブ 30 万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約 2 万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約 1 万か所で一体として事業実施する。</p> <p>(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備</p> <p>(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)</p> <p>経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及び ICT の活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成 31 年度 (2019 年度) までに全中学校区の約半分に当たる 5,000 か所に拡大し、高校生への支援も実施する。</p> |
| まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版 | 平成 28 年 12 月 | <p>(3) - (ウ) -② 子ども・子育て支援の更なる充実</p> <p>○「放課後子ども総合プラン」においては、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を引き続き推進するため、量的拡充及び質の向上に必要な経費を確保し、市町村における取組の支援を行う。</p> <p>○「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区 (約 2 万か所) で一体的にまたは連携して実施。うち 1 万か所以上を一体型とすることを目指す</p> |
| 働き方改革実行計画 | 平成 29 年 3 月 | <p>項目 7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備</p> <p>⑩ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進</p> <p>【具体的な施策】</p> <p>(高校中退者等に対する就労・自立支援)</p> <p>・図書館等を活用して高校中退者等の高卒資格取得の学習相談・支援を行うモデルを構築する。また、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション等の連携を強化し、就労・自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>項目 8. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実</p> <p>⑪ 給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備 (その 2)</p> <p>【具体的な施策】</p> <p>(社会総掛かりで子供たちの学びを支える環境の整備)</p> <p>・子供たちが家庭の経済状況にかかわらず、それぞれの夢にチャレンジできる社会を実現するため、地域と学校の連携協働の体制整備を推進する法改正を行うとともに、原則無料で学習支援を行う地域未来塾の拡充、放課後や土曜日等の学習支援の拡充を図る。また、図書館等を活用した読書格差解消、訪問型家庭教育支援の取組を進める。</p> |

| | | |
|---|--------------------|--|
| <p>自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）</p> | <p>平成 29 年 5 月</p> | <p>1. 学校・家庭・地域の役割分担と教育力の向上について (2) 家庭、地域の教育力の向上 〔地域の力を活用した高校中退者等の支援〕 ○ 高等学校に進学しなかったり、高等学校を中途退学したりすると、いずれの行政部局も支援が必要な者の実態を把握できなくなってしまうことが課題である。このため、国、地方公共団体は、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等の関係機関やNPO等の民間機関が連携して、高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。</p> |
| <p>経済財政運営と改革の基本方針 2017</p> | <p>平成 29 年 6 月</p> | <p>第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現 (1) 働き方改革 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就業促進 就職氷河期世代や若者の活躍に向けて、職務経歴、職業能力等に応じた集中的な正社員化支援等を行う。また、高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習相談・支援を行う。</p> <p>(2) 人材投資・教育 ②教育の質の向上 世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、新学習指導要領の円滑な実施のための体制を整備するとともに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。 チーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働、情報活用能力の育成を含む教育の情報化、幼児教育の振興、安全・安心な学校施設整備を推進する。 (3) 少子化対策、子供・子育て支援 地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実、医療的ケア児の支援に取り組むほか、病児保育を推進する。 空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。 世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組として、子供の居場所づくりや学習支援、特別養子縁組や里親など社会的養育の推進、ひとり親家庭支援、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性とその子供への支援、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に対する社会全体の取組支援、児童相談所の設置促進など児童虐待防止対策等に取り組む。</p> |
| <p>未来投資戦略 2017</p> | <p>平成 29 年 6 月</p> | <p>第 2 具体的施策 II. Society5.0 に向けた横割課題 価値の源泉の創出 3. 人材の育成・活用力の強化 I) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充 ⑥初等中等教育におけるプログラミング教育等の IT・データ教育の実装 第 4 次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト（人材）」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。 そのためには、新学習指導要領の全面実施に向けて、初等中等教育において、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。</p> |

| | |
|-----------------|------------------------------|
| <p>主管課（課長名）</p> | <p>生涯学習政策局 社会教育課 （八木 和広）</p> |
| <p>関係課（課長名）</p> | <p>—</p> |

| | |
|-----------------|------------------|
| <p>評価実施予定時期</p> | <p>平成 3 2 年度</p> |
|-----------------|------------------|